

民権連が大阪市と交渉

大阪市 同和対策事業の対象としての地域及び住民は存在しません。

「地区」の存在を前提とした現行の条例、基本方針、推進計画、推進プランはありません。

対策事業の対象としての地域及び住民が存在していると受け取られかねないホームページの記述などについては、内容を確認・精査

大阪市の主な回答(概要)

民権連 同和行政の終結宣言を。

大阪市 大阪市では、平成13(2001)年度末の「地対財特法」の期限をもって、特別措置としての同和対策事業については廃止しました。

民権連 「同和地区」「同和地区住民」は存在しないことを各区等に徹底を。存在するかのような主張に与するな。

大阪市 「地対財特法」の失効に伴い、特別措置としての同和対策事業の前提となる「地区指定」はなくなり、現在では、同和対策事業の対象としての地域及び住民は存在しません。

民権連 存在を前提とした条例、基本方針、推進計画、推進プラン、ホームページの記述などすべて削除を。

大阪市 「同和地区」の存在を前提とした現行の条例、基本方針、推進計画、推進プランはありません。また、現在でも、同和対策事業の対象としての地域及び住民が存在していると受け取られかねないホームページの記述などについては、内容を確認・精査していきます。

民権連 大阪市人権協会に対する対応を反省し、大阪府人権協会、各地域人権協会への対応や事業委託補助金は廃止を。

大阪市 大阪府人権協会、各地域人権協会への対応はありません。また、人権協会への事業委託補助金はありません。

民権連通信 号外 2016年 8月

民主主義と人権を守る府民連合



大阪市浪速区塩草2-2-31 Tel 06-6568-2031

大阪市の「人権問題」に関する市民意識調査(2015年)は「同和問題」の意識調査となっております。2015年の大阪府調査は「同和問題」の独自項目を撤廃しています。大阪市は府と協力して実施するという説明をしてきたにもかかわらず、府と全く異なり「法」時代と同じ設問を設定するなど、歴史に逆行しています。民権連は引き続き責任を追及していきます。

市民意識調査は大問題 行政は市民の内心に踏み込むな

- 民権連 相談の中で解決に時間を要するような深刻なものは？
- 大阪市 深刻なものはありません。
- 民権連 名前に「同和」がつく部署はありませんね。
- 大阪市 ありません。
- 人権相談で「同和問題」はさらに減少 0.3%
- 人権相談事業で「同和問題」の相談は年々低下し昨年は28件0.3%。



「同和」の名がつく部署はない

- 民権連 2015年度末の進捗状況はどうか。
- 大阪市 各局で進捗管理。数字は調べて報告する。
- 民権連 経過はそのとおり。議事録に記載したい。
- 大阪市 経過はそのとおり。議事録に記載したい。
- 民権連 使命を終えた時点で速やかに見直すべきであったのに、それをせずに継続してきたものがあつた。調査・監理委員会の提言や市会の議論を踏まえて2009年度末に見直し完了。2012年度末まで見直し監理会議で進捗状況をチェック。その後市関係局による自律的な進捗管理、という経過ではなかったか。今日の議事録に書いて記録として残せ。

対策事業は廃止した。見直しは2009年度末まで完了

民主主義と人権を守る府民連合(略称・民権連 谷口正暁委員長)
は8月26日、要望書にもとづいて大阪市と交渉を行いました。
大阪市の主な回答の概要は左記の表のとおりです。